

兵庫県公報

平成23年3月25日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

企業庁管理規程	ページ
○ 企業職員の給与に関する規程及び企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程	1
病院局管理規程	
○ 病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程	2

企業庁管理規程

企業職員の給与に関する規程及び企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成23年3月25日

兵庫県公営企業管理者 岡田 泰介

兵庫県企業庁管理規程第1号

企業職員の給与に関する規程及び企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程

(企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 企業職員の給与に関する規程(昭和41年兵庫県企業局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の150」を「100分の137.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の130」を「100分の117.5」に改め、同条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の150」を「100分の137.5」に、「100分の85」を「100分の80」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の130」を「100分の117.5」に、「100分の75」を「100分の70」に改め、同条第3項中「100分の125、」を「100分の122.5」に、「100分の145、」を「100分の140」に、「100分の150」を「100分の137.5」に、「100分の165」を「100分の155」に改める。

第6条の3第1項第1号中「100分の70」を「100分の67.5」に、「100分の90」を「100分の87.5」に、「総額。」を「総額」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の32.5」に、「100分の45」を「100分の42.5」に、「総額。」を「総額」に改める。

第7条の2及び第7条の3を次のように改める。

(給料を支給しない期間)

第7条の2 条例第15条の2第2項の規定に基づき管理規程で定める期間は、勤務時間規程第10条に規定する病気休暇の開始の日から起算して90日(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。第8条第1項及び第5項第2号において同じ。)による負傷若しくは疾病に係る療養のために勤務しない期間を除く。)とする。

(給料が不支給となる場合に支給しない手当)

第7条の3 条例第15条の2第2項の規定により給料が支給されない場合においては、その支給されない日(次項において「給料不支給日」という。)につき、地域手当を支給しない。

2 条例第13条第1項又は第14条第1項に規定する基準日が給料不支給日又は連続する給料不支給日の間にある週休日若しくは休日となる場合においては、その基準日に係る期末手当又は勤勉手当を支給しない。

第7条の5中「月の中途において給料の半額が減ぜられることとなった場合等月の一部の日につき給料の半額が減ぜられる場合」を「条例第15条の2第2項の規定により月の一部の日につき給料が支給されない場合」に改める。

(企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第2条 企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成7年兵庫県企業庁管理規程第1号)の一部を次のよ

うに改正する。

第10条第1項の表中「結核性疾患又は」を削り、「4箇月（管理者が特に必要と認めるときは、6箇月）」を「90日」に改める。

第11条第1項の表19の項事由の欄を次のように改める。

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>19 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>(2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第11条第1項の表21の項中「災害時において」を「災害又は交通機関の事故等に際して」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条中企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「企業職員勤務時間規程」という。）第11条第1項の表19の項事由の欄及び21の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(給料の不支給に関する経過措置)

2 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年兵庫県条例第39号。次項において「改正条例」という。）附則第9項の管理規程で定める疾病は、精神障害とし、同項の管理規程で定めるこれに準ずる職員は、この管理規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得する病気休暇（第1条の規定による改正後の企業職員の給与に関する規程（以下「改正後の企業職員給与規程」という。）第7条の4の規定により、当該病気休暇の期間が施行日前に取得を始めた病気休暇の期間と通算される場合に限る。）のため勤務しない者とする。

3 改正条例附則第9項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正条例第6条の規定による改正前の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年兵庫県条例第32号）第15条の2第2項の規定の適用を受ける職員については、第1条の規定による改正前の企業職員の給与に関する規程第7条の2、第7条の3及び第7条の5の規定は、この管理規程の施行後も、なおその効力を有する。

(病気休暇の期間に関する経過措置)

4 次に掲げる病気休暇の期間については、第2条の規定による改正前の企業職員勤務時間規程第10条第1項の規定は、なおその効力を有する。

(1) 施行日前から引き続く病気休暇の期間

(2) 改正後の企業職員給与規程第7条の4の規定により、施行日前に取得を始めた病気休暇の期間と通算される施行日以後に取得する病気休暇の期間

病 院 局 管 理 規 程

病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成23年 3月25日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

兵庫県病院局管理規程第1号

病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第19号中「職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため」を「次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が」に改め、同号に次のように加える。

ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

第20条第1項第21号中「災害時において」を「災害又は交通機関の事故等に際して」に改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。